

松本市内で転居されたみなさまへ



郵便局へ、入居した旨のお届け(転居届)をしないと、市からの通知物が届かないことがあります。

連絡先 松本郵便局 電話 0570-035-732 (ナビダイヤル)

転居に伴う下記対象者の方は、次の担当窓口で手続きを行ってください。

松本市マスコットキャラクター「アルプちゃん」

転居後の手続きの内容		窓口番号	担当課・問い合わせ先	手続き内容・ご用意いただくもの	お渡しするもの等
住所変更	マイナンバーカード、住民基本台帳カード	⑥	市民課(東庁舎1F⑥窓口) 直通 31-3567 FAX37-0125	マイナンバーカード、住民基本台帳カード	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードに新住所を記載してお返しします。
	年金受給者(変更が必要な方)	①	市民課年金担当(東庁舎1F①窓口) 直通 34-3218	年金受給者の住所変更申請(日本年金機構宛て等)	
	国民健康保険被保険者証	⑥	市民課(東庁舎1F⑥窓口)	旧住所記載の国保被保険者証(変更者全員分)	新住所記載の国保被保険者証(変更者全員分)
	後期高齢者被保険者証		保険課保険給付担当(東庁舎2F) 直通 34-3203 FAX39-2523	新住所記載の後期高齢者被保険者証は、数日後新しい住所地へ郵送します。	
	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当受給者 ※別居になる方は別居監護申出書	⑨	こども福祉課(東庁舎1F) 直通 33-9855 FAX36-9119	児童手当受給者で対象児と住所が異なる場合は手続きが必要です。特別児童扶養手当・児童扶養手当受給者はこども福祉課へお越しください。	
	小児慢性特定疾病医療受給者証			小児慢性特定疾病医療受給者証記載事項変更届	新住所記載の小児慢性特定疾病医療受給者証
	福祉医療費受給者証 ・乳幼児・児童(0歳から満18歳に達する年度末まで) ・ひとり親家庭(18歳未満の児童を扶養する親子) ・心身障がい者(20歳未満こども福祉課 20歳～障がい福祉課)			松本市福祉医療費給付金受給資格等変更届書	新住所記載の福祉医療費受給者証
	障がい者福祉100円バス乗車パス券 (18歳未満はこども福祉課へ)	⑬	障がい福祉課(東庁舎1F) 直通 34-3212 FAX36-9119	写真(6か月以内撮影 縦3×横2.5 無帽) 写真付身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)	
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証	⑩	こども福祉課(東庁舎1F) 直通 33-4767 FAX36-9119	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証	各手帳または自立支援医療受給者証に新住所を記載してお返しします。
	特定医療費(指定難病)受給者証、ウイルス肝炎医療費受給者証等	⑬	障がい福祉課(東庁舎1F) 直通 34-3036 FAX36-9119	各受給者証等(原本)・新住所が記載された公的な書類(住民票、運転免許証、マイナンバーカード等)	新受給者証の交付は、約3週間要します。※医療保険(保険証)等も変更される方は、受給者証交付まで2か月程度要します。
	介護保険証		高齢福祉課介護認定担当(本庁舎北別棟2F) 直通 34-3214 FAX34-3026	旧住所記載の介護保険証	新住所記載の介護保険証
	介護保険負担割合証			旧住所記載の介護保険負担割合証	新住所記載の介護保険負担割合証
	高齢者福祉100円バス乗車パス券		高齢福祉課福祉担当(本庁舎北別棟1F) 直通 34-3492 FAX34-3026	写真(6か月以内撮影 縦3×横2.5 無帽)など	
	ペット(犬)		食品・生活衛生課(松本市保健所) 直通 40-0706 FAX40-0811	ペット(犬)の住所変更届	※環境保全課(東庁舎4階)、5支所(四賀、安曇、奈川、梓川、波田)でも手続きができます。
松本市営霊園使用者(霊園使用許可証の住所変更)		環境保全課(東庁舎4F) 直通 34-3043 FAX34-3202	霊園使用許可証、住民票(写)	新住所記載の霊園使用許可証	
入学指定通知書の交付 小学校1年生～中学校3年生のお子さんがある家庭で通学区変更になる方		学校教育課学務担当(大手事務所4F) 直通 33-9846 FAX34-3206	*入学指定通知書は、市民課で交付します。	入学指定通知書は新たに通学する学校へ提出してください。指定校変更を希望する方は学校教育課へご相談ください。	
ごみ日程表		環境業務課(島内 7576-1) 直通 47-1096 FAX40-1335	ごみ、資源物収集日程表はこちらから 市民課、環境保全課(東庁舎4階)でも配布しています。		
町会のご案内		地域づくり課(大手事務所3F) 直通 34-3280 FAX34-0400	地域づくり課、各地域づくりセンターでご案内します。 地区情報は市民課⑥窓口でお渡しします。		
水道・下水道の開閉栓		上下水道局 水道料金センター 直通 48-6810 FAX48-6815	新住所地で使い始める7日前までに住所等をご連絡ください。電子申請、FAXは24時間受付可能です。		

福祉医療受給者証の申請はこちらからもできます！



【問合せ先】松本市役所

〒390-8620 長野県松本市丸の内3番7号

☎ 0263-34-3000 (代表)

詳しくは松本市ホームページをご覧ください。
<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>

